

新 旧 対 照 表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>（措置法規則第24条第1号に掲げる郵便局） 71の3-2</p> <p>措置法規則第24条第1号に掲げる郵政事業庁長官の承認を受けている郵便局とは、<u>郵政事業庁長官</u>が定める同号の郵便局の局舎に関する規定（<u>郵政事業庁長官</u>の委任を受けて<u>郵政事業庁設置法第5条</u>（（地方支分部局））に掲げる地方郵政局の長又は<u>総務省設置法第24条第2項</u>に規定する<u>沖縄総合通信事務所</u>の長が定めるものを含む。）に基づき郵便局の局舎として使用する建築物の建築又は移築の際に、その建築物の全体を対象として当該建築又は移築に係る工事につき承認を受けたものをいうことに留意する。</p>	<p>（措置法規則第24条第1号に掲げる郵便局） 71の3-2</p> <p>措置法規則第24条第1号に掲げる郵政大臣の承認を受けている郵便局とは、<u>郵政大臣</u>が定める同号の郵便局の局舎に関する規定（<u>郵政大臣</u>の委任を受けて<u>郵政省設置法第6条第1項</u>（（地方支分部局））に掲げる地方郵政局の長又は<u>同条第2項</u>に規定する<u>沖縄郵政管理事務所</u>の長が定めるものを含む。）に基づき郵便局の局舎として使用する建築物の建築又は移築の際に、その建築物の全体を対象として当該建築又は移築に係る工事につき承認を受けたものをいうことに留意する。</p>